

3-1 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

平成3年11月26日 管第537号
最終改正 令和3年9月21日 建経業第173号

第1 趣旨

この要綱は、静岡県（以下「県」という。）発注建設工事に係る建設生産システム合理化を図るため、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）に定めるもののほか、県発注建設工事を施工するに当たり工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負人 県から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負人のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負人からその工事の一部を請け負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における受注者をいう。

第3 適正な契約の締結

注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、中央建設業審議会勧告に係る建設工事標準下請契約約款又は一般社団法人全国建設業協会制定に係る工事下請基本契約約款等により下請契約を締結するものとする。なお、請負人は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、静岡県建設工事執行規則第2条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が求めたときは、同規則第15条に定める下請負人通知書を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく契約担当者に提出しなければならない。

第4 適正な施工体制の確立

請負人は、建設工事における適正な施工体制の確保を図るため、別に定める施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を確立するよう努めるものとする。

第5 建設業退職金共済制度への加入の促進等

請負人は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、当該工事に携わる建設業者の建設業退職金共済制度への加入の促進及び適正履行の確保に努めるものとする。この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。

また、請負人は、請負代金額が100万円以上の工事について、掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内）に、契約担当者に提出しなければならない。

あわせて、請負人は、当該工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写し及び掛金充当実績総括表を、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。

第6 下請取引責任者の選任

請負人は、この要綱において請負人が遵守すべきものと規定された事項の適正な履行を図るため、下請取引責任者を選任しなければならない。

なお、請負人は、下請負人通知書を提出する場合には、当該通知書に係る工事に関し、別紙様式による下請取引責任者通知書を併せて契約担当者に提出しなければならない。

第7 指導助言等

県は、県発注建設工事における建設生産システムの合理化を図るため必要があると認めた場合には、請負人に対し、資料の提出を求め、当該工事に係る事業場等の現地調査を実施し、必要に応じて指導助言を行い、又は是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。
- 2 静岡県発注建設工事にかかる元請下請関係適正化対策要綱（昭和59年1月18日付け管第505号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別紙様式（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

下 請 取 引 責 任 者 通 知 書

年 月 日

様

住 所
請負人 商号又は名称
氏 名

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第6に基づく下請取引責任者を下記の通り選任したので、通知します。

記

工 事 名
下請取引責任者職氏名

3-2 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱 の取扱いについて

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 令和5年10月2日 建経業第130号

交通基盤部長から関係各部局長、関係各課長、各かい長あて

静岡県（以下「県」という。）発注建設工事に係る建設生産システムの合理化を図るため、今般、標記要綱（以下「要綱」という。）を別添の通り策定したところであるが、これの取扱いについては下記によられたく、通知します。

記

1 要綱の周知徹底等

契約担当者は、県発注建設工事の入札に参加しようとする者に対し、現場説明又は入札の執行に先立つ契約事項の確認の際に、要綱の周知徹底を図るとともに、その遵守方指導すること。

2 下請負人通知書の取扱い

(1) 要綱第3に基づき下請負人通知書の提出を求める場合については、昭和50年3月25日付け規則第16号「静岡県建設工事執行規則」の第15条によるほか、契約担当者、当該契約担当者所属部主管課長及び建設業課長が協議のうえ別に定めるものとする。

(2) 契約担当者は、下請負人通知書の提出を受けたときは、下請契約の締結及び下請契約における注文者から、その契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、おおむね別紙の項目について審査すること。

(3) 契約担当者は、前項による審査の結果、下請契約の内容が建設業法等関係法令に違反し、あるいは要綱等行政指導通達に照らし著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方要請すること。

(4) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった、下請負人通知書に前項により是正方要請したものがあつた場合は、下請契約に関する是正状況報告書（様式第1号）を所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

3 施工体制台帳等の取扱い

(1) 施工体制台帳（様式は第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。）は、請負人において作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。又、下請契約を締結した請負人は、受注者に対し、再下請負通知書（様式は第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。）の提出が必要である旨を通知するとともに、施工体系図（様式は第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- (2) 請負人は、施工体制台帳及び施工体系図を監督員へ提出しなければならない。
- (3) 工事執行を担当する本庁の課長等、出先機関においては副所長等又は部長等（副所長等又は部長等が複数置かれている出先機関にあつては、契約担当者があらかじめ指定した副所長等又は部長等、副所長等及び部長等を置かない出先機関にあつては、当該工事を担当する課長）は、施工体制台帳の提出を受けたときは、下請契約の締結及び下請契約における注文者から、その契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、おおむね別紙の項目について審査すること。
- (4) 契約担当者は、前項による審査の結果、下請契約の内容が建設業法等関係法令に違反し、あるいは要綱等行政指導通達に照らし著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方を要請すること。
- (5) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった、施工体制台帳に前項により是正方を要請したものがある場合は、下請契約に関する是正状況報告書（様式第1号）を所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

4 建設業退職金共済制度に係る書類の取扱い

- (1) 契約担当者は、要綱第5に基づく掛金収納書（証紙貼付方式による場合にあつては、提出用台紙に貼り付けたもの）の提出を受けたときは、当該収納書記載の共済証紙購入の考え方（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント購入の考え方）を確認し、おおむね当該工事に従事する作業員の延べ人員に対応する額とされているか審査すること。
- (2) 契約担当者は、要綱第5に基づく掛金充当実績総括表の提出を受けたときは、掛金充当日数と掛金収納書における証紙購入日数（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイントの購入日数）を照合し、おおむね齟齬がないことを審査すること。
- (3) 契約担当者は、要綱第5に基づく建設業退職金共済証紙受払簿の写しの提出を受けたときは、退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント）の交付が、当該請負工事の種類、請負代金額等に応じておおむね適正になされているか審査すること。
- (4) 契約担当者は、前項による審査の結果、退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント）の交付状況が著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方を要請すること。
- (5) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった建設業退職金共済証紙の受払簿の写し及び前項により是正方を要請したものがある場合は、建設業退職金共済証紙の受払いに関する是正状況報告書（様式第5号）を、所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

5 労働関係法令等遵守の誓約書の取扱い

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、県発注建設工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、請負人は、施工体制台帳の提出時に、下請契約の受注者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書の写しを添付しなければならない。

6 その他

契約担当者、関係各部主管課長又は建設業課長は、当該注文者及び受注者が要綱第7に基づく指導助言あるいは要綱等に従わない場合等において、当該注文者及び受注者が県発注建設工事を施工することに適さないと認められるときは、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領4に定める建設工事入札参加資格委員会にその旨を報告し、今後の県発注建設工事における入札参加者の選定において配慮を求めること。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月11日から施行する。

なお、この取扱いの施行の際現に改正前のそれぞれの取扱いの規定及び様式により提出されている様式は改正後のそれぞれの取扱いの相当する規定及び様式により提出された様式とみなす。

また、この取扱いの施行の際現に改正前のそれぞれの取扱いの様式により作成されている様式は、当分の間、調整することができる。

附 則

この改正は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年10月2日から施行する。

なお、この取扱いの施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整することができる。

別紙

下請負人通知書及び施工体制台帳の審査項目

- 1 受注者選定の形態は適当か。一括下請の疑いはないか。(建設業法第22条)
- 2 要綱第3に定める約款により下請契約が締結されているか。
- 3 請負契約は、当該工事を施工するために通常必要とされる原価に満たない額ではないか。(建設業法第19条の3)
- 4 請負代金の支払時期は、請負者が県から出来形部分に対する支払い、又は工事完成後における支払を受けたときから1か月以内とされているか。(建設業法第24条の3第1項)
- 5 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対し、資材の購入、労務者の募集、その他当該工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこととされているか。(建設業法第24条の3第3項)
- 6 当該工事の完成検査は、受注者から完成通知があったときから20日以内に完了することとされているか。(建設業法第24条の4第1項)
- 7 当該工事目的物の引渡しは、完成検査完了後、受注者の申出があったときは、直ちに受けることとされているか。(建設業法第24条の4第2項)
- 8 特定建設業者が注文者となった下請契約(当該特定建設業者が他の特定建設業者又は資本金が4000万円以上の法人と下請契約を締結する場合を除く。)にかかる請負代金は、当該工事目的物の引渡しの申出がなされた日から起算して50日以内に支払うこととされているか。(建設業法第24条の6第1項)
- 9 請負代金(下請契約が2以上あるときは、請負代金の総額)が4500万円以上(建築工事の場合7000万円以上)の場合、請負人は、特定建設業の許可を受けている者であるか。(建設業法第16条)
- 10 建設工事が軽微な工事(工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては、500万円未満の工事)でない場合、当該受注者は、建設業の許可を受けている者であるか。(建設業法第3条)
- 11 請負代金の支払いについて、現金払いと手形払いとを併用する場合、当該代金に占める現金の比率及び手形の期間は適当か。
特に、労務費相当分については、現金払いとされているか。
また、手形期間は60日以内とされているか。
- 12 監理技術者及び主任技術者の配置は適正か(監理技術者補佐を配置する場合はその者の配置を含む。)(建設業法第26条)
- 13 請負人及び受注者(適用除外は除く)が、適切な社会保険に加入しているか。
- 14 1号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が適当か。
- 15 下請契約の受注者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書の写しが添付されているか。

3-3 県工事を受注する建設業者への指導について

建業第172-2号
平成14年8月30日

土木部出先機関の長 様

土木部長

県工事を受注する建設業者への指導について

現下の建設業は非常に厳しい経営環境にあるため、下請業者等へのしわ寄せが憂慮されております。下請業者の経営の安定や健全性を確保するため、適正な下請契約や代金の支払等が強く求められております。

本県では従来から、元請下請取引の適正化の指導を行っていますが、下請負人通知書の審査・指導及び建設業構造改善実態調査によると、未だ一部の建設業者に、変更契約が結ばれていないものや二次以下の下請契約において書面による契約が行われていないものなど、不適切な処理が見受けられます。

については、貴職においても、下記のことに留意の上、従来にも増して元請下請取引の適正化の推進に努めてください。

記

1 下請契約における代金支払の適正化等について

別添のとおり国土交通省から通知（平成14年8月6日付国総入企第30号国土交通省総合政策局建設業課長通知）があったので、一層の指導に努めること。

「総合工事業者・専門工事業者における工事見績条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」（建設生産システム合理化推進協議会）については、別添のとおりです。

2 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（以下「指導要綱」という。）」に基づく指導について

~~(1) 下請契約書は、一次下請については下請負人通知書(下請業者を使用した全ての工事)に添付され、二次以下の下請については施工体制台帳(下請契約の請負代金の総額が、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事)に添付されて発注者へ提出されるので、提出された契約書について「指導要綱の取扱いについて」の「下請負人通知書の審査頁目」に基づき審査し、違反又は適正を欠くと認められる場合には、「指導要綱」の第7に基づき、適正な契約や支払いが行われるよう指導すること。~~

※平成30年7月 静岡県建設工事執行規則等改正により取止め

(2) 「指導要綱」の第6に基づく下請取引責任者の選任及び通知書の提出等については、施工体制台帳の発注者への提出や監理技術者等の専任制確認のチェック体制が整ったので、事務の簡素化のため当面中止する。

3 契約時の指導について

別添パンフレット「県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ（H14.8改訂版）」の原稿を送付するので、貴事務所において印刷のうえ、契約の際、必ず受注業者へ配布し指導すること。

県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ

適正な下請契約代金の支払等について

～ 適正な契約を結びましょう ～

- ① 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。取引上の地位を不当に利用して、いわゆる指し値等の通常必要な原価に満たない額で下請させることは、建設業法、独占禁止法上問題となります。
 - ② 下請代金の見積りに当たっては、適正な見積期間(建設業法施行令第6条)を設けるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費、法定福利費を適正に考慮しましょう。
 - ③ 下請契約を結ぶ場合は、契約の内容となる一定の重要な事項(建設業法第19条第1項各号)を具体的に記載した適正な契約書(建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書)を作成し、相互に交付しましょう。
- ※ 契約約款及び注文請書の販売 … 県建設事業協同組合連合会又は最寄りの地区建設事業協同組合
- ④ 工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を作成し、相互に交付しましょう。
 - ⑤ 「建設リサイクル法」対象工事の受注者は、工事の一部を下請けに出す場合、分別解体等の方法、再資源化をする施設の名称及び所在地の事項等を書面に記載し、下請業者に対して告知(県発注工事においては告知書を下請業者に通知し、その写しを県の工事監督員に提出することとなっています。)することが義務付けられています。

～ 請負代金は適正に支払いましょう ～

- ① 元請業者が前払金を受けた場合は、当該工事の下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払いましょう。
- ② 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くしましょう。
- ③ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高める(現金比率が50%を超えること)とともに、労務費相当分については、現金払としましょう。公共工事においては、発注者から現金による支払いがなされるので、下請業者に対して速やかに現金で支払うよう配慮しましょう。
- ④ 手形期間は、60日以内としましょう。
- ⑤ 県では、平成30年7月1日以降に契約手続きを開始する、契約書を作成する全ての工事について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費が明示された請負代金内訳書を徴していますので、契約日から10日以内に必ず発注者へ提出してください。

～ 元請業者は、下請業者の指導に努めましょう ～

- ① 元請業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。
また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、下請業者と同様に適正な契約や支払いに配慮してください。
- ② 下請業者の選定においては、原則、社会保険等加入業者(適用除外者を含む)を選定するように努めてください。平成30年1月1日以降に契約を締結する案件から、社会保険等未加入業者との下請契約締結禁

止の措置を二次下請以降の業者について拡大しています。
また、できる限り地元業者を優先的に選定しましょう。

- ③ 資材購入業者の選定においては、県産品・県産材を取り扱う業者を積極的に選定しましょう。
- ④ 公共工事を請け負った建設業者は下請契約を締結したとき、以下の書類を添付した施工体制台帳(作業員名簿を含む)並びに施行体系図を作成し、発注者へ提出してください。また、公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領で定める誓約書についても、発注者へ提出してください。

【施工体制台帳への添付書類】

- ・発注者との請負契約書の写し
- ・下請負人が請負った建設工事の契約書の写し(契約約款等を含む)
- ・元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し(監理技術者を配置した場合))
- ・元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等(主任技術者を配置した場合))
- ・元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)
- ・専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

- ⑤ 国土交通省では、「下請セーフティネット債務保証事業」や「地域建設業経営強化融資制度」などの工事請負代金を担保とした融資制度に加え、「下請債権保全支援事業」を実施しています。この事業は、下請の回数に関わらず、下請建設業者及び資材業者が元請業者に対して有する請負代金又は資材代金の支払を、保証料と引換えにファクタリング会社が保証するもので、令和8年3月31日までの時限措置となっています。この事業の下請建設業者等への周知、利用について配慮をお願いします。

～ 適切な退職金制度に加入しましょう ～

下請業者を含め、建退共、中退共、特退共など、適切な退職金制度に加入しましょう。なお、建退共の場合は、以下の点に留意しましょう。

- ① 共済証紙(電子申請方式の場合、退職金ポイント)(以下「証紙等」という。)については、工事ごとに建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じて必要な分を購入しましょう。
- ※ 的確な把握が困難な場合の共済証紙等購入額の割合の目安
- 土木工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の2.1相当額
 - 建築工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
 - 設備工事については据付工事費(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
- ② 購入した証紙等は、下請業者に正しく配布しましょう(下請業者が当該工事において使用した建退共制度対象労働者の実労働日数を的確に把握し、その実労働日数に応じた証紙等を交付してください。また、証紙貼付方式では、一次下請業者だけではなく、二次以下の下請業者に対しても証紙を現物交付するよう努めてください)。
- ③ 請負代金額が100万円以上(消費税分を除いた額)の工事について、工事契約締結後1ヵ月以内(電子申請方式の場合40日以内)に掛金収納書を発注者へ提出してください。
- ④ 建退共の経営事項審査申請用加入・履行証明書は、建退共制度に加入し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙等の購入など履行が適正になされている場合に限り証明書が発行されますので、注意してください。
- ※ 問合せ先 … 〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7
勤労者退職金共済機構建退共静岡県支部 TEL054-255-6846

～ 暴力団等からの不当介入は報告してください ～

暴力団員等による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかにその内容を警察及び発注者に通報するとともに、警察の捜査に対する協力を行ってください。

問い合わせ先 発注事務所 又は
静岡県交通基盤部建設業課建設業班 TEL 054-221-3057

(R5.4版)

3-4 静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

平成31年1月
静岡県交通基盤部建設業課

静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

静岡県発注工事では、社会保険等未加入者との下請契約を締結することは原則できません *適用除外者(加入義務がない者)は除く

***適用除外者(加入義務がない者)の扱いは、国土交通省の取扱いに準じます。**

建設産業においては、若年層入職者の減少等が問題となっており、その一因として、社会保険等(健康、厚生年金、雇用の各保険)未加入者が多いことが挙げられています。

県では、未加入者対策の一環として、静岡県建設工事競争入札参加資格定期申請から社会保険等未加入者の受付を行わず、下請業者を、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施しています。

社会保険等未加入者(適用除外者を除く)と下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合(やむを得ない理由があったと認められた場合であっても、発注者が指定する期限内に加入しない場合)は、受注者(元請業者)に対し、次の罰則が適用されます。

- ・ 制裁金
- ・ 入札参加停止
- ・ 工事成績減点

下請負人に係る受注者に対する制裁金等の罰則は、これまで一次下請が未加入時のみの適用でしたが、平成31年4月以降入札契約手続きを開始する工事は、二次以下の下請が未加入の場合も罰則を適用します。

契約書を作成する工事において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出ください。

法定福利費の計上をうながすため、契約書を作成する全ての工事において、契約締結後10日以内に社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出をお願いしています。

法定福利費の明示にあたっては、国土交通省の資料「(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示」及び「(参考③-1)及び(参考③-2)法定福利費の明示にあたっての留意点」(別添)を参考としてください。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願ひします。

この件の問合せ先:静岡県庁建設業課(指導契約班)

電話 054-221-3059

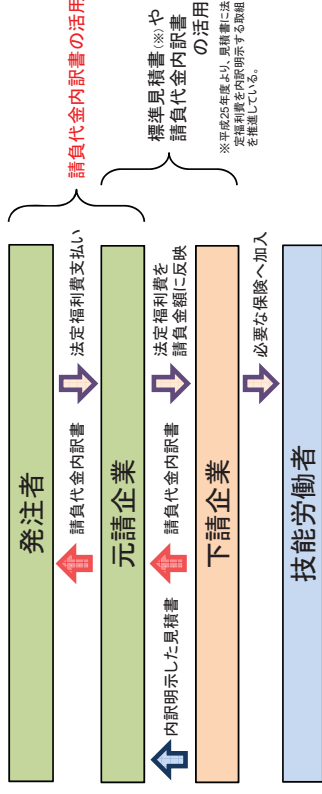
(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

(活用イメージ)



＜法定福利費の計算方法＞

①労務費を算出し、法定福利費を求めめるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じること、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

2 / 4

(発注者) 殿		(受注者) 住所: 氏名:		
工事名 ○○工事		請負代金内訳書		
契約年月日				
工期				
工事区分	工種	種別	単価	金額
			
工事費計				10,000,000
(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)				

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例：社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することでも差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する(必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する)ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、<法定福利費の計算方法>において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
	5人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はない。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人の責任において加入するもの

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険

(医療保険と年金保険については個人で加入)

(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
 下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意

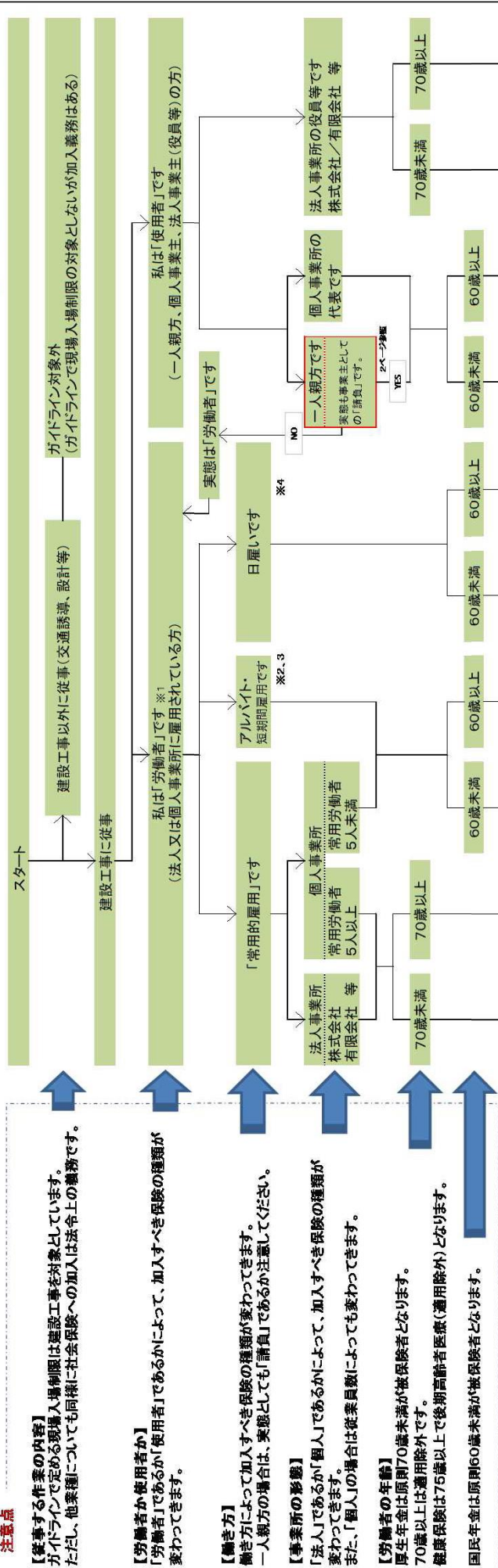
【従事する作業の内容】
 ガイドラインで定める現場労働制限は建設工事を対象としています。
 ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】
 「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
 働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。
 一人親方の場合は、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】
 「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。
 また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】
 厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。
 70歳以上は適用除外です。
 健康保険は75歳以上で後期高齢者医療(適用除外)となります。
 国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



保険の種類	加入によるメリット	区分
労働保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険
医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給付金が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等) 協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合
年金保険	老後に給付金を受け取ることができる。老齢年金のほか、もじの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金より給付金額や支給要件が厚くなっている。	厚生年金 国民年金

元請が一括して加入 (現場労災)	特別加入
A	A
B	B
C	C
D	D
E	E
F	F
G	G
H	H
I	I
J	J

*1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は特別加入となりません。
 *2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
 *3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者です。
 *4 日雇労働者とは、1ヶ月以内の1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。
 *5 1週間の労働時間40時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
 *6 法人や常時5人以上使用する個人事業主であっても、雇労働者の適用除外の承認を受け分けておくと、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険と見なされます。
 *7 これらの保険はガイドラインの対象外ではありますが、法令により個人での加入が求められています。

3 - 5 現場代理人の常駐義務緩和等に関する 取扱いについて(通知)

建経業第 328 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様

交通基盤部長

現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（平成 28 年 5 月 24 日付け財営第 50 号、住公第 70 号、森保第 928 号、建業第 65 号）は廃止します。

担 当 建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 3 0 5 9

建 経 業 第 328 号
令和4年3月14日

部内各課長 様
部内各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交通基盤部長

現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号）は廃止します。

担 当 建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

(別紙)

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

- (1) 次に掲げる期間においては、契約担当者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場に常駐する必要がないものとして取扱う。
 - ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - イ 静岡県建設工事執行規則第29の2第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- (2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。
 - ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。
 - イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。
 - * 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

- (1) 上記1に該当し、県発注工事において他の工事の現場代理人との兼任を認める場合は、原則、次のアからウを満たす場合とする。
 - ア 兼任しようとする工事の上限は、原則3件までとする。ただし、兼任しようとする工事箇所隣接し連続した同種の工事箇所については、原則外として兼任件数を1件として取扱うことができるものとする。
 - イ 兼任しようとする工事現場が同一の発注機関の管轄区域内（発注機関が異なる場合は、管轄が重複する区域内）若しくは兼任しようとする工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内であること。
 - ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。
- (2) 県発注工事と県以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、県以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があるので、留意すること。

3 現場代理人の兼任申請

- (1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。
 - ア 県発注工事間で兼任
 - 県発注工事間で兼任しようとする申請者は、「現場代理人の兼任申請書」（様式1）により、それぞれの発注者に申請すること。
 - 発注者は、申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書」（様式2-1）又は「現場代理人の兼任否認通知書」（様式2-2）により兼任の可否等を通知すること。
 - 申請者は、上記通知書を受理後、兼任をしようとする他の工事の発注者に通知書の写しを提出し、発注者は兼任をしようとする他の工事の発注者の承認を受けていることを確認すること。

イ 県発注工事と県以外の機関の発注工事との兼任

県発注工事と県以外の機関の発注工事間で兼任しようとする申請者は、「現場代理人の兼任申請書」（様式1）により発注者に申請すること。

発注者は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（打合せ記録等）の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

- (2) 2の(1)のアのただし書きにより、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合、兼任申請者は、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を1件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る（様式任意）こと。また、兼任申請後に工事箇所隣接し連続した同種の工事箇所が追加となり、現場代理人を兼務しようとする場合は、発注者に申し出て承認を得る（様式任意）こと。
- (3) 兼任をしようとする工事が県の同一発注事務所の工事であって、双方の兼任しようとする期間のすべてが、1の(1)の現場に常駐する必要がない期間に該当する場合は、兼任申請を省略することができる。
- (4) 兼任をしようとする工事が県の同一発注事務所の工事であって、監督員も同一の場合は、「現場代理人の兼任申請書」（様式1）の提出を1枚とすることができる。

4 入札公告、指名通知書等への記載

県発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本取扱いによるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本取扱いにより難しい場合は、建設業課と協議すること。

5 その他

- (1) 現場代理人との兼任を認めることにより、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに注意すること。
- (2) 工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人との兼任については、「県発注工事にかかる現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任に関する取扱い」によること。
- (3) 標識設置工事など、1つの契約において複数の現場が点在している場合の兼任可否の判断は最も遠い（又は移動時間を要する）現場間で判断を行うものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いの施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 3 「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」（平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号）は、廃止する。

様式 1

現場代理人の兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所
氏名

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

受注者名			
現場代理人氏名		連絡先	
兼任を申請する工事 (工事 1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事 1 と現場代理人 を兼任しようとする 他の工事 (工事 2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 (Km)
		工事 2 から	約 分 (Km)
工事 1 及び 2 と現場 代理人を兼任しよう とする他の工事 (工事 3)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 (Km)
		工事 2 から	約 分 (Km)

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（現場代理人の兼任承認書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））を添付（又は後日提出）すること。
- 3 工事箇所に隣接し連続した同種の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を 1 件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を 1 件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る（様式任意）こと。

現場代理人の兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

1 兼任を承認する工事

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事 1)	
工事 1 の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事 2)	
工事 1 及び 2 の現場代 理人と兼任を承認する 他の工事 (工事 3)	

2 条件

- (1) 兼任を承認する工事(工事 2 又は工事 3)の兼任が認められていることを証する書類(現場代理人の兼任承認通知書の写し(県発注工事)、打ち合わせ記録簿の写し等(県以外の機関の発注工事))の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

現場代理人の兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事 1)	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼任を 否認する他の工事 (工事 2)	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人の 兼任を否認する他の工事 (工事 3)	
理由	

(件名)

工事現場代理人の兼任範囲の拡大について

(交通基盤部建設業課)

1 要旨

建設産業における担い手不足が進む中、現場代理人の確保が工事参加の障壁となっており、不調・不落増加の一因となっている。

2 制度改正の背景

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、約款により工事現場への常駐をすることとされている。

しかし、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能であることから、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い」を定め、平成26年度から運用し、複数現場における現場代理人の常駐を条件付で認めている。

近年、不調が増加し、その一因に担い手不足があること、スマホを用いたテレビ電話が普及するなど通信手段がより発達したことを受け、現場代理人の兼任要件を緩和する。

【現状の内容】

工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の場合(兼任しようとする工事のいずれかの金額が超過する場合)	<ul style="list-style-type: none">兼任可能件数は、原則2件。兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。工事現場に速やかに向かう等の対応が可能
工事1件の請負代金の額(税込)がいずれも3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満の場合	<ul style="list-style-type: none">兼任可能件数は、原則3件。工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間)の直線距離が20km以内、かつ、高速道を通行せず移動時間が概ね20分以内。工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

3 制度改正の内容

改正内容	<ul style="list-style-type: none">金額にかかわらず3件まで兼任を認める隣接する工事を合わせて1件とカウントする。距離要件を、同一の発注機関の管轄区域内(発注機関が異なる場合は、管轄が重複する区域内)もしくは工事現場間の直線距離が20km以内とし、移動時間の要件は廃止する発注機関からよくある問い合わせなどを追記。上記改正に合わせ、様式を一部改正。
効果	(建設業界) 地域の守り手である建設業者の入札参加機会が増え、経営環境の改善に寄与する。 (県) 入札参加者の増加から、不調・不落の抑制が期待される。

Q7、Q8、Q10の主任技術者の専任配置金額修正(3,500万円→4,000万円)

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い Q&A

平成26年3月28日付け財営第321号、住公第470号、建業第240号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(以下「本通知」という。)に関し、各発注機関、建設業者等から質問の多かった項目を取りまとめましたので、参考としてください。

- Q1 県発注工事と市発注工事間で兼任を行おうとする場合、市役所に提出する申請書類は本通知様式1「現場代理人の兼任申請書」でよいのか？
- A1 本通知は県の内部通知であり、その取扱いは市町と同一ではない。そのため、市町宛の申請書等については、それぞれの市町に確認する必要がある。
- Q2 本通知発出以前に契約した建設工事は、現場代理人兼任の対象となるか？
- A2 従前の「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」では、兼任の対象とならない工事は、入札公告、指名通知書に記載をしていなかったため、本通知により新たに兼任が認められるかどうかについては、発注者に確認をする必要が有る。
- Q3 公共土木施設の清掃、除草、剪定の維持管理業務は本通知の対象となるか？
- A3 維持管理業務委託は本通知の対象外とする。
なお、平成27年3月27日付けで、「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の
- Q4 今回の改正により、同一工事における主任技術者と現場代理人も兼任できることとなったのか？
- A4 同一工事における主任技術者と現場代理人の兼務については、建設工事請負契約約第10条第6項により従来から兼務が認められている。
- Q5 長大な公共施設(空港等)において造園(除草工)や塗装等の工事を工区割して同時期に発注する場合、兼任の要件を満たしていても、各工事現場での作業が同時期に重なることや、急傾斜箇所のため危険度が高い等の特別な理由により常駐義務の緩和及び兼任を認めないことは可能か？
- A5 現場代理人の兼任を承認した場合、各工事現場における現場代理人の業務遂行に支障をきたすことが予想される場合は、入札公告や指名通知書に本通知を適用しない旨を記載する等、入札参加者等に事前周知を行うことで、常駐義務の緩和及び兼任を認めないことができる。
この場合は、本通知4の記載のとおり、事前に建設業課と協議を行うこと。

- Q6 低入札価格調査対象工事の場合、「静岡県低入札価格調査制度による調査等実施要領」第5条(3)において、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができないと定められているが、他の工事の現場代理人等の兼任は認められるのか？
- A6 低入札価格調査対象工事の現場代理人であっても、本通知の条件を満たす場合は他工事の現場代理人との兼任が可能となる。
- Q7 4,000万円未満の工事の現場代理人(主任技術者兼務)は、別の4,000万円未満の工事の主任技術者(現場代理人と兼務しない)と兼務が可能か？
- A7 現場代理人には常駐義務が課せられているため、通常、他工事の主任技術者との兼務はできないが、本通知の常駐義務緩和要件を満たしていれば、主任技術者と兼務することが可能。
なお、4,000万円以上の場合(専任の主任技術者)は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。(兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可)
- Q8 4,000万円未満の工事の主任技術者(現場代理人兼務)は、別の4,000万円未満の工事の現場代理人(主任技術者と兼務しない)と兼務が可能か？
- A8 4,000万円未満の工事の主任技術者には専任義務が課せられていないため、他工事の主任技術者と兼務可能であるが、他工事の現場代理人を兼任する場合は、発注者から現場代理人の兼任承認を受ける必要がある。
なお、4,000万円以上の場合(専任の主任技術者)は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。(兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可)
- Q9 標識設置工事など、1つの契約において複数の現場が点在している場合の兼任可否の判断はどのように行うのか。
- A9 1つの契約において現場が点在している工事間での現場代理人兼任可否の判断は、最も遠い(又は移動時間を要する)現場間で判断を行うものとする。
- Q10 4,000万円未満の工事の主任技術者(現場代理人と兼務しない)は、別の4,000万円未満の工事の現場代理人(主任技術者と兼務しない)と兼務が可能か？
- A10 現場代理人には常駐義務が課せられているため、通常、他工事の主任技術者との兼務はできないが、本通知の常駐義務緩和要件を満たしていれば、主任技術者と兼務することが可能。
なお、4,000万円以上の場合(専任の主任技術者)は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。(兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可)

現場代理人の常駐義務の緩和の考え方（整理）

ケース 1 (国交省資料)		工事 1 4,000万円未満	工事 2 4,000万円未満	兼任が可能となる要件
	現場代理人	A	A	1 原則3件まで 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 現場代理人の兼任承認必要
主任技術者	A	A		

ケース 2 (Q&A 8)		工事 1 4,000万円未満	工事 2 4,000万円未満	兼任が可能となる要件
	現場代理人	A	A	1 原則3件まで 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 現場代理人の兼任承認必要
主任技術者	A	B		

ケース 3 (Q&A 7)		工事 1 4,000万円未満	工事 2 4,000万円未満	兼任が可能となる要件
	現場代理人	A	B	1 原則3件まで 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 現場代理人の兼任承認不要(ただし、※通知の常駐緩和要件を満たしている場合)
主任技術者	A	A		

ケース 4 (Q&A 10)		工事 1 4,000万円未満	工事 2 4,000万円未満	兼任が可能となる要件
	現場代理人	B	A	(H29.10.5.の修正ケース)より制約されているケース2や3が「可」なのに、このケースが認められないのは矛盾しているため、Q&Aの10を修正する。 (これまで)兼任規定がないため不可 → (修正後)現場代理人の兼任承認不要(ただし、※通知の常駐緩和要件を満たしている場合)
主任技術者	A	C		

※通知→県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(平成28年5月24日通知、財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号)

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

県発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。

(2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。

ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。

* 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

3-6 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

国土建第309号

平成30年12月3日

地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第169号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

貴職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、建設業者に対して適切に指導されたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

4千万円

8千万

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、

令和5年1月1日建設業法改正

工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

3-7 監理技術者制度運用マニュアル

○ 監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日国不建技第 290 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

監理技術者制度運用マニュアル

目 次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二―一 工事外注計画の立案
 - 二―二 監理技術者等の設置
 - 二―三 監理技術者等の職務
 - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

(1) 建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、

総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

（２）建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。

- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

（３）本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（１）工事外注計画と下請契約の予定額

- ① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ② 公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二條）。

二二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額

が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

- ② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第七項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④ フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）
- ② 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあつては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は

設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。(特例監理技術者を設置した場合を除く。)

- ③ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。
- ④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円(建築一式工事の場合は七千万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。
- ② ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。
また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。
- ② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。
なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者とその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十四第一項及び第十七条の三十六第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
- 1) 本人に対しては健康保険被保険者証
 - 2) 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民

税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。

- 1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
- 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百五十七号）
- 3) 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二六日付、国土建技第二九一号）
- 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和五年三月十三日付、国土建第六百一号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ① 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- ② 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。
なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。
- ③ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。
- ④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（１～２日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、

いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをないように配慮すべきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

⑤ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- 1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- 3) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- 4) 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

⑥ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に

相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

（２）監理技術者等の専任期間

① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間1) から4) のうち、2)（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

④ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

⑤ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（1）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

① 専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

（2）資格者証に関する規定

② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関す

る重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。

- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十五）、様式は図－1に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。
 - 1) 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所
 - 2) 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - 3) 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - 4) 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - 5) 建設業の種類
 - 6) 資格者証交付番号
 - 7) 資格者証の有効期間の満了する日
 - 8) 所属建設業者名
 - 9) 監理技術者講習を修了した場合はその旨

（3）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。
- ② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ①建設工事に関する法律制度
 - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－2に示すものとなっており（規則第十七条の十一）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者（特例監理技術者を設置する場合にあっては、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受け拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等 ICT 機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。
(法第四十条)
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図-1 資格者証の様式

(表面)

53.92ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下	氏名					年	月	日	生
	住所								
写 真	初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	
	交付番号	第		号					
	監 理 技 術 者 資 格 者 証								
	令 和 年 月 日 まで有効								
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者								
所属建設業者					許可番号				
有する資格									
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機通園井具水消清解								
有・無									

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
	講習実施機関名:	印	
資格者証備考	_____ _____ _____ _____ _____		

備考

- 1 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
	← 35cm 以上 →			

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

3-8 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け る監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱い について（通知）

建業第247号
令和2年12月24日

各部局長様
部内各課長様
部内各出先機関の長様
各農林事務所長様

交通基盤部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、令和2年9月30日付け国不建第174号「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項において「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされていることから、特例監理技術者を配置した場合の取扱いを下記のとおりとします。

記

- 1 次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。
 - (1) 予定価格が3億円以上であるとき。
 - (2) 工事の技術的難易度がⅢ以上の工事であるとき。
 - (3) 当該工事若しくは兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。
 - (4) 兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。
 - (5) 兼務する工事が低入札工事であるとき。
- 2 特例監理技術者の兼務を認める場合の判断基準
次の（1）から（8）のすべてを満たしていることとする。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 特例監理技術者の配置する場合、次の点に留意する。

- (1) 受注者から監理技術者補佐を設置する旨の申し出があった場合は、特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項別紙1を提出させ確認する。確認事項に問題が無ければ、特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類を別紙2のとおり提出させる。
- (2) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」による、他の工事の現場代理人との兼務を認めないこととする。
- (3) 「2」の判断基準を満たしている場合であっても、兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できないと発注者が判断した場合は、兼務を認めないこととする。

本取扱いについては、令和3年1月4日以降に適用する。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

別紙 1

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が 10 k m 程度の近接した場所である。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

レまたは■を記載すること

※ 競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。

別紙 2

特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類一覧

No	要件	確認書類
1	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	1 の提出書類に同じ
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。	特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
5	特例監理技術者が兼務できる工事は兼任しようとする工事現場間の距離が 10 km 程度の近接した場所であること。	4 の提出書類に同じ
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。	記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	
9	特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。	—

建設業法改正に伴う監理技術者補佐の取扱いについて

(交通基盤部建設業課)

1 考え方

国交省の「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（令和2年9月30日付け国不建第174号）」によると、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされている。

このことから、国交省から提供があった直轄工事における取扱いを参考に、本県では次の通り取り扱うこととする。

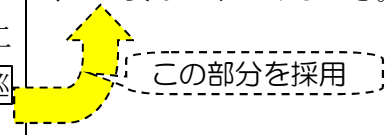
2 取扱い

(1) 配置を認めない場合の列挙

国交省直轄工事における取扱いは、令和2年9月30日国官技第177号、国営計第71号「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」による。

交通基盤部長名で「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて」通知を各部局及び各事務所に発出する。

	国交省直轄工事	本県	本県の考え方
1	支出負担行為担当官工事（分任支出負担行為担当官が契約できる予定価格3億円以上）であるとき。	予定価格3億円以上であるとき。	国と同様とする。
2	工事の技術的難易度が原則Ⅲ以上の工事であるとき。	同左	国と同様とする。
3	兼務する工事が維持工事同士であるとき。 ※ (※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。)	兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。	国と同様とするが、分かりやすく具体例のみとする。
4	特例監理技術者が兼務できる工事は○○地域内（○○市、○○市及び○○町）の工事でなければならない。	兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。	同一発注機関内であれば、別市町であっても互いの工事の兼任の可否状況を把握できるため。
5	兼務する工事が低入札工事であるとき。	兼務する工事が低入札工事であるとき。	国と同様とする。



(2) (1) 以外で配置をする場合の条件

兼務する工事の距離要件については、国交省直轄工事では同一市町村内を指定するものとなっているが、同一発注機関内であれば、別市町であっても互いの工事の兼任の可否状況を把握できるため、平成28年5月24日付け「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」の、工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合と同様の要件である、「工事現場間の距離が10km程度の近接した場所」とする。

	国交省直轄工事	本県	本県の考え方
1	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。	同左	建設業法の規定によるもの。
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	同左	建設業法の規定によるもの。
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	同左	建設業法の規定によるもの。
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)	同左	国交省の政令の規定によるもの。
5	特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。	現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。	現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いに合わせる。
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	同左	国と同様とする。
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	同左	国と同様とする。
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	同左	国と同様とする。